

## 災H1904\_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	和暦	差出（編著）	宛先	形態	数量	備考
1	「大様関係」（ペン書貼題 兪）中條「御八講当番諸調頭 差状他9通」				軸装	1	旧栖吉村谷内中川氏伝来、享保15、明和元、文 化13、天保9、近世期、4回頭人を奉仕するこ と。星山貢『蔵王権現及王神史』にみゆ。寛政 2の権左衛門も同氏か。元来は「中條差文」と 上書された包装紙が附属。
1①	中條御八講当番諸調頭差定	天保9年戌霜月8日	催促38所、院主大法師、又 蔵大行事、別当	谷内村、五郎 左衛門	一紙	1	①～⑤まで同文、明年の諸調之頭のうち第二日 中中條（殿）分
1②	中條御八講当番諸調頭差定	文化13年丙子霜月 8日	催促38所、院主大法師、又 蔵大行事、別当	谷内村、五左 衛門	一紙	1	
1③	中條御八講当番諸調頭差定	寛政2年庚戌霜月8 日	催促38所、院主大法師、又 蔵大行事、別当	谷内村、権左 衛門	一紙	1	
1④	中條御八講当番諸調頭差定	明和元甲申年霜月 8日	催促38所、院主大法師、又 蔵大行事、別当	谷内村、五左 衛門	一紙	1	破損あり
1⑤	中條御八講当番諸調頭差定	享保15庚戌歳霜月 8日	催促38所、院主大法師、又 蔵大行事、別当	谷内村、五左 衛門	一紙	1	
1⑥	御守ほか役附	欠年			一紙	1	御守、手替、ひな形、料理形、盛物方、汁方、 喰焚、膳部方、御給仕方、火焚、茶番、酒方、 水扱、洗方、小使、元々方の配役交名。破損あ り
1⑦	十一月十二日献立	寛政2年（異筆）			一紙	1	皿、汁、香の物、坪、（引而）平、猪口、御酒 肴、口取、立羽、御吸物餅、小皿、汁、猪口、 御酒肴、盃、取肴の明細
1⑧	（湯立釜火焚ほか）役附	（欠年）			一紙	1	湯立釜火焚、元方随役、料理方、めし焚、御膳 部方（盛方共二）、洗方、茶番方、火焚、明キ 手の配役交名。
1⑨	（御守ほか）役割人別	亥11月6日	上組谷内村 五郎左衛門		一紙	1	御守、ひな形、元方、御給仕、御料理方、膳部 方、御飯焚、小使洗方、御酒番、御茶番の配役 交名。

## 災H1904\_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	和暦	差出（編著）	宛先	形態	数量	備考
2	地價取調帳 越後国古志郡谷内村	明治18年3月3日 9刻	越後国古志郡谷内村地主総代 佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙綴 (縦帳)	1	明治20年4月20日付け戸長内山政治奥書あり。3の朱書訂正部分を反映する。本文は全1筆。次号貼紙訂更後の浄書。罫紙・筆蹟からみて、3の署名差出年月日。宛先・奥書を記した最終の一丁部を転用と判断。
3	地價取調帳 越後国古志郡谷内村	(明治20年4月20日以前)	越後国古志郡谷内村地主総代 佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙綴 (縦帳)	1	奥書あり（今般改租帳圖と實地對照之儀、御達之處、当村は再調内願仕り、御内許ヲ得、各地主立會精密取調べ進達）朱書、貼札、改訂記事あり。糊離れのため、一部の貼紙欠落するもほぼ前号により復元可能。その後の持主の変更あり。虫損あり。
4	地價名寄帳 大字谷内惣代	明治38年7月	(大字谷内惣代)		罫紙綴 (縦帳)	1	奥に祭典費割地價調、水費、割地價調を記す。訂正の追記あり。
5	領収書（木瑞・杭木・代金）	大正2年8月1日	中川吉松	谷内惣代 諸橋様	便箋	1	カーボン紙謄写による。紙背に下半期積立金分勘定書ほか墨書あり。
6	〔長倉村外十三ヶ村 戸長役場送附書〕（再丈量内願書御指令御下附につき）	明治20年5月3日	長倉村外十三ヶ村戸長役場	谷内惣代 諸橋雄作殿	罫紙	1	「古志郡長倉村外十三ヶ村戸長役場印」割印あり。綴穴あり。
7	野取繪圖帳 古志郡谷内村	明治19年10月	古志郡谷内村 地主惣代 中川與一郎ほか2名 同村戸長内山政治	新潟県知事 篠崎五郎殿	綴（縦帳）	1	表紙鉛筆書「改済」と追記。（朱印）「古志郡長倉村戸長役場印」押切印あり。（地主惣代）「もろはし」朱印ある貼紙、追紙あり。中川與一郎家督相続により、健吉貼紙に「中川健吉」朱印あり。
8	明治廿一年四月調 旧反別地價地租寄付帳	明治21年6月19日	古志郡谷内村地主惣代 中川健吉・諸橋雄作 戸長内山政治	古志郡長 稲垣林四郎殿	罫紙綴 (縦帳)	1	「もろはし」朱印ある貼紙あり。奥に郡長宛本村地内反別地價地租合計御証明書あり。戸長願書あり。戸長捺印なし。綴穴あり。
9	明治十九年八月（地目）正誤引直シ願（字向谷内内、埋葬墓地分）	明治19年8月15日	古志郡野崎村地主 春日靈巖 谷内村惣代 中川健吉・諸橋雄作 戸長 内山政治	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙綴 (縦帳)	1	朱印記事あり。明治八年地租改正の際。誤解上より埋葬墓地を民間地第一種へ編入のところ同第二種へ訂正。

## 災H1904\_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	和暦	差出（編著）	宛先	形態	数量	備考
10	地目違訂正願一筆限表、古志郡谷内村（字向谷内、畑・墓地分）	明治19年8月15日	地主総代 諸橋雄作、同村戸長 内山政治	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙	1	朱書記事あり。
11	〔地目違每筆実地丈量圖〕（字向谷内、畑・墓地分）	明治19年8月15日	古志郡野崎村地主 春日靈巖 谷内村惣代 中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事 篠崎五郎殿	綴	1	古志郡長倉外十三ヶ村戸長 内山政治 奥印あり。「もろはし」朱印ある貼紙あり。
12	〔地目違每筆実地丈量圖〕（字向谷内、畑・墓地分）	明治19年8月15日	古志郡野崎村地主 春日靈巖 同村地主総代 諸橋雄作 同村戸長 内山政治	新潟県知事 篠崎五郎殿	一紙	1	
13	古志郡谷内村地位等級表	明治21年4月7日	（古志郡谷内村）右村総代 諸橋雄作		罫紙	1	「もろはし」朱印ある貼紙あり。朱書記事あり
14	地價総計帳 越後国古志郡谷内村	明治20年4月10日	（越後国古志郡谷内村）右村地主総代 佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙綴（縦帳）	1	明治20年4月10日付、戸長内山政治 奥書あり（捺印なし）18年4月番外御諭達ニ基キ本村耕地再丈量地位再評之儀。御内許ヲ得、毎地之等級ヲ正ス。「もろはし」朱印ある貼紙あり。朱書記事あり。表紙鉛筆書「改済」と追記。綴穴あり。虫損。
15	総計地價仕譯書。越後国古志郡谷内村	明治20年4月20日	（谷内村）右村総代 佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙綴（縦帳）	1	戸長内山政治奥印あり。「もろはし」朱印ある貼紙あり。朱印「古志郡長倉村外十三ヶ村戸長役場印」押切印あり。表紙鉛筆書「改済」と追記。綴穴あり。
16	割地更正・地位再評 実地御検査之義ニ付願 古志郡谷内村	明治21年8月3日	（古志郡谷内村）右村地主惣代中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙	1	明治21年8月3日付、戸長内山政治 奥印あり。長倉村外十三ヶ村戸長役場印」割印あり。従来割地慣行墨守し、実地と帳面と齟齬のところ、明治18年4月番外御諭達により内願、同20年4月8日御聴許につき、地盤割替各自所有を確定。
17	〔新潟県允可書（書面地位等級反別地價地租及所有者確定ノ義）〕	明治22年1月27日	新潟県知事 篠崎五郎殿		罫紙新潟県用箋	1	「契」朱印で前号と押切印。朱印「郡役所經由」、取扱吏員印。欄外にあり。

## 災H1904\_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	和暦	差出（編著）	宛先	形態	数量	備考
18	〔地目変換二付実地丈量圖〕 （谷内村字向谷内、宅地分）	明治17年9月	古志郡野崎村地主春日靈巖、戸長櫻井慎三郎	新潟県令永山盛輝殿	一紙	1	戸長印なし。
19	古志郡谷内村地引繪圖寫（字向内、地目変換地分）	明治17年9月	古志郡野崎村地主春日靈巖		一紙	1	宅地に変換分を明示。
20	地目変換届（谷内村字向谷内、畑宅地成分）	明治17年9月	古志郡野崎村地主春日靈巖、戸長櫻井慎三郎	新潟県令永山盛輝殿	罫紙	1	戸長印なし。朱書記事あり。
21	地目変換地価修正一筆限表、古志郡谷内村（字向谷内、畑・畑宅地成分）	明治17年9月	古志郡野崎村地主春日靈巖、戸長櫻井慎三郎	新潟県令永山盛輝殿	罫紙	1	戸長印なし。朱書記事あり。
22	沿革地図 越後国古志郡谷内村（宮路村畑誤謬分）	明治20年3月	右宮路村地主阿部安蔵ほか地主惣代2名、戸長、谷内村地主総代中川健吉・諸橋雄作、戸長内山政治	新潟県知事篠崎五郎殿	一紙	1	捺印なし。
23	誤謬地引直之義、奉内願候事（谷内村地所を宮路村地籍と誤る畑分、実地御検査のうえ編入を）	明治20年3月	古志郡右宮路村地主阿部安蔵ほか同村地主総代2名、戸長近藤新三郎、谷内村地主総代中川健吉・諸橋雄作、戸長内山政治	新潟県知事篠崎五郎殿	罫紙綴	1	捺印なし。明治19年4月番外諭達により帳簿図面と実地対照のところ明治8年地租改正の際、谷内村地所を宮路村地籍とし、谷内村地籍は落地となる。
24	〔地目変換二付、実地丈量圖〕（字向谷内宅地分）	明治17年9月	古志郡野崎村地主春日靈巖、戸長櫻井慎三郎	新潟県令永山盛輝殿	一紙	1	18と同文同図なれど戸長印あり。
25	古志郡谷内村地引繪圖（字向谷内、地目変換地分）	明治17年9月	古志郡野崎村地主春日靈巖、戸長櫻井慎三郎		一紙	1	宅地に変換分を明示。19と同図なれど奥印あり。
26	地目変換届（谷内村字向谷内、畑宅地成分）	（明治17年9月）	古志郡野崎村地主春日靈巖、戸長櫻井慎三郎		罫紙	1	20と同文なれど戸長印あり。
27	地目変換地価修正一筆限表、古志郡谷内村	明治17年9月	古志郡野崎村地主春日靈巖、戸長櫻井慎三郎	新潟県令永山盛輝殿	罫紙	1	「近藤」朱印ある貼紙あり。21と同文なれど戸長印あり。

## 災H1904\_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	和暦	差出（編著）	宛先	形態	数量	備考
28	〔新潟県令指令書（変換地届出之分、明治十八年より地券、地価修正書換之義、郡役所へ申出よ）〕	明治18年12月27日	新潟県知事 篠崎五郎殿	古志郡谷内村	罫紙、新潟県用箋に木版刷文面	1	「新潟県収税課」朱印で前号と押切印。取扱吏員印、欄外にあり。
29	割地ヲ名持ニ引直シニ付、訂正之義奉内願候	明治19年8月24日	（古志郡谷内村）右村地主惣代諸橋伊吉ほか4名	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙綴	1	明治18年4月7日付番外諭達による。明治19年8月24日付、長倉村外一三ヶ村戸長内山政治奥印あり。朱印「古志郡長倉外十三ヶ村戸長役場印」・「諸橋雄作」押切印あり。
30	契約書（此際地主一同割地ヲ定持ニ内願イシタシ御許可之上ハ永遠ノ所有ヲ確定スル方法）	明治19年8月	谷内村中川與一郎ほか9ヶ町村地主・地主惣代32名		罫紙綴	1	印紙貼付。朱印「古志郡長倉外十三ヶ村戸長役場印」・「諸橋雄作」押切印あり。従前割地九軒半、二年毎交換の旧慣を墨守し、明治17年3月15日地租條例あれど更正之機を失うという。
31	〔県知事指令書（願之趣、特別之詮議ヲ以テ聴許ス）〕	明治20年4年8月	新潟県知事 篠崎五郎殿		罫綴	1	欄外朱印「阿部」、契印を捺し29・30と合綴。全文朱書。
32	〔地目変換地野取絵図面、（谷内村字西原・向谷内）〕	明治19年10月	古志郡谷内村地主総代中川與一郎・中川甚太郎・佐藤二平次、戸長内山政治		一紙	1	綴穴あり。宅地付近。
33	〔地目変換地野取絵図面（谷内村字西原、野畑成）〕	明治19年10月7日	古志郡谷内村地主総代佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作、戸長内山政治		一紙	1	綴穴あり。宅地付近。
34	地目変換届（谷内村字西原、畑宅地成分）	明治19年10月10日	古志郡谷内村地主総代佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作、戸長内山政治		罫綴	1	綴穴あり。
35	地目変換地価修正一筆限表、古志郡谷内村（字西原、野畑成）	明治19年10月10日	古志郡谷内村地主総代佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作、戸長内山政治		罫綴	1	綴穴あり。
36	野取絵図帳（地目変換二付）古志郡谷内村（字西原・向谷内、田10筆）	明治19年7月	古志郡谷内村地主惣代佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作、戸長内山政治		綴	1	朱印「もろはし」とある貼紙あり。綴穴あり。

## 災H1904\_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	和暦	差出（編著）	宛先	形態	数量	備考
37	野取絵図帳（地目変換二付） 古志郡谷内村字西原・向谷内、畑8筆、田、宅地2筆）	（記入なし）	古志郡谷内村地主惣代中川與一郎・中川甚太郎・佐藤二平次、戸長内山政治	新潟県知事 篠崎五郎殿	綴	1	朱印「古志郡長倉村外十三ヶ村戸長役場印」押切印あり。貼紙あり。綴穴あり。
38	地目変換届（谷内村字西原・向谷内、畑田成8筆、林宅地成・畑宅地成）	明治19年10月	古志郡谷内村地主惣代中川與一郎・中川甚太郎・佐藤二平次、戸長内山政治	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙綴	1	朱印「古志郡長倉村外十三ヶ村戸長役場印」押切印あり。貼紙あり。綴穴あり。
39	地目変換地価修正一筆限表、古志郡谷内村（字西原・向谷内・深谷、畑田成10筆）	明治19年7月	古志郡谷内村地主惣代中川與一郎・中川甚太郎、長岡町地主若杉権一、谷内村戸長内山政治	新潟県令殿	罫紙綴	1	朱印「古志郡長倉村外十三ヶ村戸長役場印」押切印あり。貼紙あり。綴穴あり。
40	〔地目変換地価修正一筆限表（谷内村宅西原・向谷内、畑田成・畑宅地成・林宅地成）〕（以上合綴「明治十九年丙戌十月変換地調谷内村」のうち）	明治19年10月	古志郡谷内村地主惣代中川與一郎・中川甚太郎・佐藤二平次、戸長内山政治	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙綴	1	欄外墨守書「初メ」。朱印「古志郡長倉村外十三ヶ村役場印」押切印あり。貼紙あり。綴穴あり。
41	野取絵図帳（地目変換二付） （字谷沢・向谷内・西原、田8筆・宅地）古志郡	明治19年10月	古志郡谷内村地主惣代中川與一郎・中川甚太郎・佐藤二平次、戸長内山政治	新潟県知事 篠崎五郎殿	綴	1	表紙肩鉛筆書「メ改済」と追記。「もろはし」朱印ある貼紙あり。「古志郡長倉村外十三ヶ村戸長役場印」押切印あり。綴穴あり。
42	開墾地地価取調一筆限表、古志郡谷内村	明治19年10月10日	古志郡谷内村地主惣代佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙紙	1	戸長内山政治奥印あり。「もろはし」朱印ある貼紙あり。朱印「古志郡長倉村外十三ヶ村戸長役場印」押切印あり。欄外鉛筆書「改済」と追記。綴穴あり。
43	地目変換地価修正一筆元限表、古志郡谷内村	明治19年10月25日	古志郡谷内村地主惣代佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙紙	1	明治十九年十月廿五日付、長倉村外十三ヶ村戸長、内山政治奥印あり。「もろはし」朱印ある貼紙あり。古志郡長倉村外十三ヶ村役場印」押切印あり。綴穴あり。

## 災H1904\_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	和暦	差出（編著）	宛先	形態	数量	備考
44	誤謬地引直之義、奉内願候事（宮路村字西原、畑を谷内村地籍に御編入を）	明治20年3月22日	古志郡右宮路村地主阿部安蔵、同村地主総代菊池幸次郎ほか1名、宮路村戸長近藤新三郎、谷内村地主総代中川健吉・諸橋雄作、戸長内山政治	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙紙	1	「もろはし」朱印ある貼紙あり。「古志郡外十三ヶ村戸長役場印」押印あり。欄外鉛筆書「改済」と追記。
45	〔誤謬地籍沿革地図（宮内村誤謬、谷内村字西原、畑）〕	明治20年3月22日	宮路村地主阿部安蔵、地主総代菊池幸次郎ほか1名、戸長近藤新三郎、谷内村地主総代中川健吉・諸橋雄作、戸長内山政治	新潟県知事 篠崎五郎殿	一紙	1	
46	〔地目誤謬地處実地丈量図（谷内村字西原、畑）〕	明治19年10月10日	古志郡谷内村地主惣代佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作、同村戸長内山政治（印なし）	新潟県知事 篠崎五郎殿	一紙	1	「もろはし」朱印ある貼紙あり。綴穴あり。
47	落地発見地籍編入之儀奉内願候事（谷内村字西原、畑）	明治19年8月27日	右村地主佐藤弥平次、隣地主5名、地主総代中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙綴	1	明治19年8月27日付、長倉村外13ヶ村戸長、内山政治奥印あり。「もろはし」朱印ある貼紙あり。欄外鉛筆書「改済」と追記。
48	〔落地発見実地丈量図（谷内村字西原、畑）〕	明治19年8月27日	古志郡谷内村持主佐藤弥平次、隣地主5名、右村総代中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事 篠崎五郎殿	一紙	1	明治19年8月27日付、右戸長内山政治奥印あり。
49	落地発見地籍沿革地図（谷内村字西原、畑）	明治19年8月27日	右村地主総代中川健吉・諸橋雄作 戸長内山政治	新潟県知事 篠崎五郎殿	一紙	1通	
50	〔中貫村大字谷内地内川崎村持用水溜定杭立会取極交書〕	明治28年6月29日	川崎村惣代島岡六蔵他2名 中貫村大字谷内惣代諸橋伊吉他2名		罫紙綴	1通	証券印紙貼付
51	用水費取調書（道正江筋外九江筋修補費）	明治28年11月	中貫村大字谷内惣代中川健吉・諸橋雄作	古志郡宮地佐之助殿	罫紙一枚	合綴	

## 災H1904\_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	和暦	差出（編著）	宛先	形態	数量	備考
52	中貫村大字谷内略図（道正江、古川江、日割田江、前川江、江舟田江、欠之下江、大坪江、コガラス江、江端江、弥蔵江）	明治28年11月	惣代中川健吉・諸橋雄作		一紙	1通	江筋を青灰色で示すにとどまる。
53	約定交換之証（谷内村地内の川崎村用水溜、今般民有地第二種へ引き直しの件・水道底樋伏替の件）	明治16年10月	古志郡川崎村地主惣代高野市太郎・星野傳左衛門、戸長星野兵次郎、谷内村地主惣代諸橋弥惣七・諸橋雄作、戸長木村京次郎		證券界紙綴	1通	戸長星野兵次郎・地主惣代高野市太郎両朱印で押切印あり。挿入記事に高野朱印あり。
54	大正第四年ヨリ 基本金増殖明細録 大字谷内	大正第4年ヨリ	大字谷内		罫紙綴 縦帳	1通	大正3年末現在高より大正7年12月末日現在高まで各年書き継ぎ、そこへ昭和3年祭礼賽銭を書き足す。
55	自家用料酒醸造鑑札御証印願	明治22年9月30日	（中貫村）大字谷内一番戸諸橋傳八他8名	古志郡長土橋多四郎殿	罫紙綴	1	大字谷内の製造人は全9名。明治22年9月30日付、中貫村長水澤豊太奥書あり。
56	明治22年度自家用料酒類製造石高御届古志郡中貫村大字谷内	明治22年9月30日	諸橋傳八他8名	古志郡長土橋多四郎殿	罫紙綴	1	中貫村長水澤豊太奥書あり 全て濁酒
57	契約書（今般地主一同協議ヲ遂ヶ割地ヲ定持トシタルハ永遠の所有ヲ額定スル方法）	明治20年3月29日	古志郡谷内村中川健吉他10名		罫紙綴	1	印紙貼付。朱印「中川健吉」「諸橋勇作」押切印あり。九軒前、2ヶ年毎交換の割地旧慣あり。
58	明治三十年三月調 銘々地租名寄帳、外祭典費課賦地債調 大字谷内惣代	明治30年3月調	大字谷内惣代		罫紙綴	1	朱印「もろはし」を書く地租額の末に捺す。その上に貼紙ある箇所あり。抹消墨引追記あり。川崎村溜敷相当地租6円。中川健吉、佐藤忠蔵、諸橋雄作の順に高額。虫損あり。
59	修正地価帳 越後国古志郡中貫村大字谷内	明治22年9月	古志郡中貫村大字谷内地主総代佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事篠崎五郎殿	罫紙綴 縦帳	1	明治22年9月中貫村長水澤豊太奥書（捺印なし）年法律第22号に依る修正。朱印「諸橋」とある訂正貼紙朱筆合点、所有者連印、朱書記事各々あり。



## 災H1904\_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	和暦	差出（編著）	宛先	形態	数量	備考
60	(大) 正第三年三月 銘々地 価取調帳 (大字谷内惣代)		(大字谷内惣代)		罫紙綴 縦帳	1	表紙こすれによる磨滅あり。本文は全文一筆。 欄外書込、朱書訂正あり。欄外墨書・ペン書で 所有者の変更記入箇所あり。横折書・便箋による 地価筆計算書7枚をはさみこむ。
61	〔土地大量取調者必携〕	明治19年7月8日 3版御届(初版は明 治19年3月)	編輯人(新潟県) 西村一郎 出版人(新潟県) 小林二郎		和装袋綴 活版印刷	1	題名欠(朱印)「古志郡谷内村総代印、(見返 し墨書印)「明治19年9月求之」2色刷、付図は 木版4色刷。県布達乙第十号、戸長役場備付諸 帳簿様式他諭達・心得類と地租条例、地種名称 区別
62	優等證(地押調優等ヲ表ス為 メ)	明治21年6月20日	新潟県	越後国古志郡 谷内村	石版刷證 状	1	紙背朱書「第二区第一四八号(朱印 岡田)」
63	買収令書(栖吉村大字谷田の 田畑)	昭和22年12月25日	新潟県知事	中川賢介殿	活版刷専 用紙	1	自作農創設特別措置法の規定による。買収の時 期は昭和22年10月2日。農地買収計画用紙を付 す。土地の明細はカーボン謄写刷。照合点・訂 正印あり。63~65まで合綴、白ボール紙表紙 「昭和22年農地買収令書・農地買渡通知書」 (「入附米徴収額・株式其他有価証券・生命保 険・預金記入帳」表紙紙背を転用)
64	買渡通知書(栖吉村大字谷 内・中澤の田畑)	昭和23年3月31日	新潟県知事	中川賢介殿	活版刷専 用紙	1	自作農創設特別措置法の規定による。農地買収 計画用紙を付す。土地の明細はカーボン謄写 刷。朱印「栖吉村農地委員会印」割印あり。
65	買収令書(栖吉村大字中沢・ 谷内の採草地・宅地)		新潟県知事	中川賢介殿	活版刷専 用紙	1	自作農創設特別措置法の規定による。買収の時 期は昭和24年12月2日。農地買収計画用紙第2号 (農地)を付す。土地の明細はカーボン謄写 刷。
66あ	本途仲間米平均帳 谷内村	明治19年丙戌12月	(谷内村)		横長帳	1	補訂あり。
67い	畦畔歩数取調帳 越後国古志 郡谷内村	明治20年4月	(越後国古志郡谷内村) 右 村地主総代佐藤忠太郎他2 名、戸長内山政治	新潟県知事 篠崎五郎殿	横長帳	1	銘々捺印あり。奥に一筆限り実地丈量取調の 所、一同調印の上上申とあり。

## 災H1904\_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	和暦	差出（編著）	宛先	形態	数量	備考
68う	畦畔歩数取調帳 貳冊之内第二貳号 越後国古志郡谷内村	明治20年第4月	(越後国古志郡谷内村)		横長帳	1	銘々捺印あり。朱書（地主惣代「もろはし」朱印の貼札あり。虫損
69え	集會協議留メ帳	昭和23年8月再書 (明治27年8月11日 徴兵出軍ニ付贈金 控書～昭和24年12 月24日自治会総会 議事録までの記 事)	(大字谷地)		横長帳	1	川崎村との交換書写し、談判人名、宿・買物人足への礼金、五人組、陸軍献金、出征兵贈金、戦死者大法会志、主張者・委員惣代の選定、儉約法、盗人に関するの村極、消防組、休日取決め、鎮守社祭典、時間励行、凶作時年貢米引下げなど決定。最終は従来一定の宿に限定されたるお祭宿を民主的今日に於て全戸交代制に改める決定他。戦中より主に惣代・常会長のち自治会長・農区長ら役員報酬と村普請の工夫賃・用具価格の決議。
70a	〔大正十三年度第二期宅地祖領収書〕	大正14年1月28日	栖吉村収入役竹樋六太郎	谷内代人中川 建造外2人 納	謄写刷専用紙	1	朱印「新潟県古志郡栖吉村収入役印」割印あり。
71b	〔本村民有地他村境界異論之義ある場合の決議三箇条〕				切紙	1	
72お	畦畔丈量野取帳 貳冊之内第一号 越後国古志郡谷内村	明治20年第4月	(越後国古志郡谷内村)		横長帳	1	銘々捺印あり。地主惣代「もろはし」朱印の貼札あり。
73か	畦畔丈量野取帳 越後国古志郡谷内村	明治20年4月	(越後国古志郡谷内村) 右 村地主総代佐藤忠太郎他2 名、戸長内山政治	新潟県知事 篠崎五郎殿	横長帳	1	銘々捺印あり。奥に一筆限り実地丈量取調の所、一同調印の上上申とあり。
74A	明治十九年五月調 道川幅土堤敷留 谷内村	明治19年5月調			横長帳	1	畑道、田道（ともに四尺の定メ）などの定式。従来田畑道反別記、川江筋反別記を付す。

## 災H1904\_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	和暦	差出（編著）	宛先	形態	数量	備考
75B	明治貳拾三年一月 名寄帳 第□ （四力）号	明治23年1月	大字谷内		表紙裏表紙を除き 木版刷専用紙等綴 横半帳大	1	表紙裏表紙ともにこすれによる摩滅あり。字名・番地・地図・等級・所有者・地価金（朱字訂正あり）、地租金（朱字訂正あり）地券書替年月日、事由（相続・買受の別）、変更後の所有者を記入。反別、地価、地租の小計を間に綴ることあり。裏表紙に所有者名列記。〔以上名寄帳、4冊とも共通〕最も新しい書替は明治30年3月8日。